

記入例

福島市特定不妊治療費助成申請書

福島市長

年 月 日

関係書類を添えて、下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

特定不妊治療費助成事業による助成金の交付状況について福島市が他の自治体へ照会すること、福島市特定不妊治療費助成事業による助成金の交付状況について照会のあったときにこれに回答すること、特定不妊治療の実施に関して指定医療機関及び調剤薬局等に照会すること、助成を受けるために必要な市町村民税課税状況等について調査することに同意します。

※太枠の中を記入してください。

助成対象者	申請者 (口座名義人)		配偶者		
(ふりがな) 氏名	(ふくしま いちろう) 福島 市郎		(ふくしま ももこ) 福島 桃子		
個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
生年月日	昭・平〇〇年 4月 1日 (〇〇歳)		昭・平〇〇年 4月 1日 (〇〇歳)		
住所	〒960-8002 福島市森合町10番1号		〒 ※夫婦の住所が異なる場合は、 それぞれの住所を記入してください		
※今年の 1月1日 住所	福島市・福島市外 〔 〕		福島市・福島市外 〔 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇〇番 〕		
電話番号	自宅電話〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		自宅電話〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		
過去にこの助成金を受けたことがありますか ない・ある → 過去(2)回受けた 助成金を受けた自治体は (福島市・福島 都道府県 市)	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 複数ある場合は、すべてご記入ください。 福島県に申請した分は、「福島県」とご記入ください。 </div>				
申請者 氏名	福島 市郎 (福島)		※申請者印を ここにも押印 してください	配偶者 氏名	福島 桃子 (福島)
振込 口座	金融 銀行		〇〇〇	本店 支店 出張所	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
認印 (朱肉使用の印鑑) を押してください。 スタンプ印は不可です。		〇〇〇		フクシマ イチロウ	
口座 番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		口座名義 カタカナ	フクシマ イチロウ	

(添付書類)

1. 福島市特定不妊治療費助成事業受診等証明書 (医療機関発行の領収書及び明細書等添付)
2. 住民票等夫婦の住所を確認できる書類 (福島市民の場合は省略可能)
3. 法律上の婚姻関係にある夫婦であることを確認できる書類 (2で確認できれば省略可能)
4. 夫及び妻の所得額を証明する書類 (所得課税証明書等、課税市区町村が福島市の場合は省略可能)
5. 振込先通帳の写し

申請受付印

※福島市記入欄

助成歴開始年月日	年 月 日 (歳)	受給者番号					通算申請 回数
決定年月日	年 月 日	助成金額	円				
	承認 ・ 不承認						

(裏)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説 明 書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

- | | |
|-----------------|--------------|
| I 治療から妊娠まで | II 妊娠から出産まで |
| (1) 患者(女性)の年齢 | (4) 妊娠・出産の状況 |
| (2) 不妊の原因 | (5) 生まれた子の状況 |
| (3) 治療の内容、妊娠の有無 | |

.....
以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する
説 明 書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、
1 夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、
この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。
なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。